

読んでためになる!! 経理の仕事が丸ごと分かる月刊誌

経理woman

Monthly Magazine

月刊経理ウーマン……2007年12月20日発行 Vol.13/No.142 [毎月1回・20日発行] 1996年6月3日第3種郵便物認可

<http://www.kens-p.co.jp>

2008

1

「税制改正」に強くなる講座

特集：平成20年度税制改正の早耳情報付き！



赤字対策から利益の圧縮まで

「3月末決算」までに

やるべきこと&できること

落合会計事務所・税理士 落合孝裕

3月末決算の会社ではそろそろ決算対策を考える時期です。黒字決算になりそうであれば、合法的に無駄な税金を払わないための対策が必要ですし、

逆に赤字決算になりそうであれば、銀行対策としてなんとか赤字を少なくして、できるなら黒字にする必要があります。

ここでは「3月末決算」までにやるべきことをアドバイスしていくことにしましょう。

決算対策が
大切な理由とは?

景気は上向きの状況が続いており、黒字の会社が以前より増えています。

3月決算の会社は、そろそろ決算の数

字が見え始めるころでしょう。ただし、中小企業の業績を見ると「格差」が拡がっているのも事実です。思いのほか利益が出ている会社がある一方で、業

績が相変わらず厳しい会社も多く、二極化しています。

利益が出ている会社は大変喜ばしいのですが、納税負担を考えると経営者は頭が痛くなります。というのも利益の30～40%もの法人税等の負担があるからです。

他に預り金とはいえ、金額の大きくなりがちな消費税の納税もあります。黒字の会社は、今から決算期における納税額を予想し、決算に向けて合法的



に納税額を減らす節税対策を考える必要があります。

また、このままでは赤字が見込まれる会社は、3月までにがんばって何とか黒字になるように手を打たなければなりません。赤字決算では、銀行からの借入れが難しくなってしまうからです。

黒字の会社も赤字の会社も、決算までの3ヶ月でできることがあります。

この記事でしっかりと勉強してみてください。そして、経理部長や社長にいくつかの対策を提案してみたらどうでしょうか？皆さんの評価が高くなることは間違いないませんよ。

黒字対策はこうする

まずは、黒字対策の基本について考えてみましょう。

① まずは税率を考える

黒字会社における決算対策の大きなポイントは、合法的に税金を減らすことにあります。会社の利益が上がれば、法人税等の負担はそれに比例して大きくなります。利益の約40%が法人税等（法人税、法人事業税、法人住民税）の納税額です。

ただし、資本金1億円以下の会社における法人税率は、利益800万円以下 부분は22%と、本来の30%と比べて8%も税率が低くなっています（次ページ図表1参照）。そこで会社の利益が800万円を超える場合は、利益の圧縮を考えてみます。

来期の利益が800万円以下となることが予想される場合、4月以降に使う予定の経費を今期の3月までに使ってしまったほうが、高い税率の部分を圧縮でき、節税になります。

② お金を使わない対策とは

黒字会社がまず考えるべきことは、会社のお金が出て行かない対策です。「そんな都合が良い対策なんてあるの？」と思われるかもしれません。種類は限られていますが、皆さんの会社で適用できるものもあるはずですので、こちらを優先しましょう。

もちろん、お金を使った分がそのまま経費になる対策もたくさんあります。たとえば年払いの生命保険に入れるとか、決算賞与を支給するといったものです。

経費をたくさん使えばその分節税になりますが、会社の手持ち資金は減ってしまい、借入金の返済ができません。日先の節税ばかりを考えて、必要以上にお金を使いすぎることのないよう注意が必要です。

お金を使わない対策を考えるために

は、まず直近の試算表の貸借対照表の「資産の部」を見てください。

会社が所有している資産の中で、帳簿価額と比べて価値が低いものがないでしょうか？ 試算表だけでなく、総勘定元帳や売掛帳、棚卸一覧表、固定資産台帳などもまめにチェックしてください。

図表1 法人税の税率

区分	資本金	
	1億円以下	1億円超
800万円以下の部分	22%	
800万円超の部分	30%	30%

(事例)

資本金1億円以下の会社で、課税所得（注）

1000万円なら、

800万円以下の部分

$$\Rightarrow 800\text{万円} \times 22\% = 176\text{万円}$$

800万円超の部分

$$\Rightarrow 200\text{万円} \times 30\% = 60\text{万円}$$

$$\underline{\underline{236\text{万円}}}$$

（注）決算書の当期純利益から税務調整を加えた金額。

法人税のほかに、法人事業税、法人住民税がかかりますので、合計の税率は、30～40%になります。

では、決算までにできる対策を順にご説明しましょう。

ただし、税法ではその条件が厳しく定められていますので、慎重に経理処理をする必要があります（次ページ図表2参照）。

- ・ 売掛金

売上先のうちで売掛金の回収が難しくなっているものはありませんか？ 回収がまったく不可能な売掛金については「貸倒損失」として、その債権

額を経費に計上することができます。ただし、税法ではその条件が厳しく定められていますので、慎重に経理処理をする必要があります（次ページ図表2参照）。

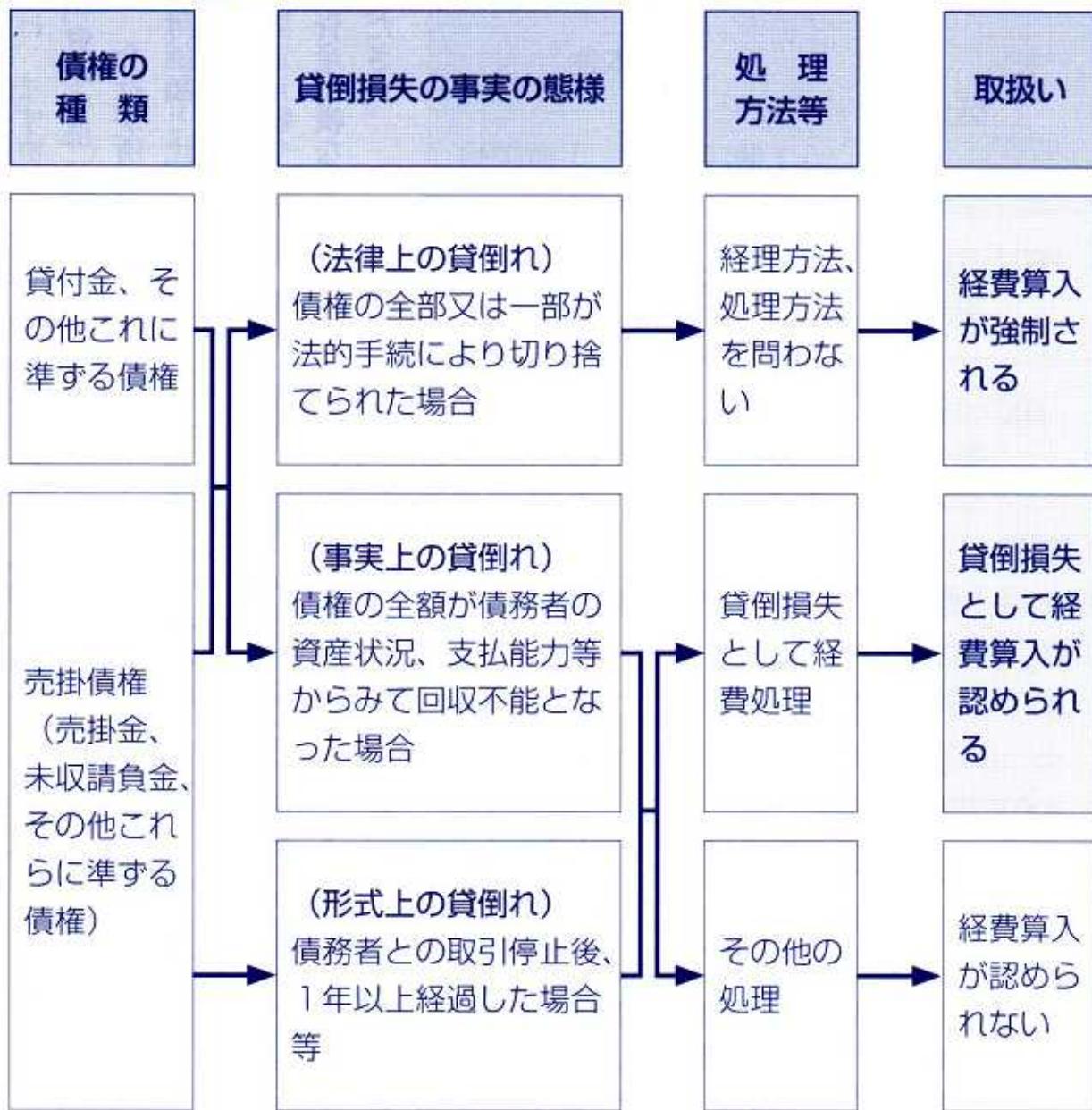
また、これらの条件にあてはまらないときや、あいまいなときは、相手に対して「債権放棄」の通知書を内容証明郵便で出し、「貸倒損失」を確定することも一法です。相手が夜逃げしてその住所地にいないような場合は、会社に通知書が戻ってきますが、そのときは戻ってきたものを保存してくださり。将来の税務調査で説明用の資料になります。

・ 在庫（商品、製品など）

商品や製品などの在庫で、どうやっても売れないものはないでしょうか？

商品や製品は、仕入れたときや製造したときにひとまず経費となります。が、期末に残ったものは「期末棚卸高」と

図表2 貸倒損失の条件



・除却損の計上

次は、固定資産を見てみましょう。

機械や備品で固定資産台帳や減価償却明細書に計上されているけれど、実際は、すでに捨てているものはないでしょ

うか？翌期に売れれば、そのときに経費になりますが、売れ残ったものについては、永遠に経費になりません。不良在庫については、期末までに赤字覚悟でタタキ売るか、場合によっては廃棄処分してしまうのがよいでしょう。その分が経費となり、その30～40%の税金が節税になります。

して、売上原価の計算でマイナスされ、結局は経費とはなりません。税金の対象となってしまうのです。

製造業の会社は固定資産が多くありますので、工場長に現場を見せてもらうと、意外に台帳とは違っていることがあります。捨ててしまつて実在しなければ、帳簿価額の全額を経費に計上することができます。

必ず年に1回はチェックするようにしてください。

・売却損の計上

さらに、固定資産の中に、物自体はあっても価値が大きく下がつたものはないでしょか？ たとえば、以前に買った土地とか、ゴルフ会員権などです。

これらは貸借対照表には、買つたときの購入価額で計上することになつてます。購入価額より現状の実勢価額の方が低ければ、その差額分は会社の「含み損」になります。この含み損については、売却しない限り経費にすることはできません。

ほとんど使つていらないようなゴルフ会員権があれば、売却手数料がかかりますが、決算の前に思い切つて売却してしまうのもよいでしょう。

本社ビルや工場の敷地については、

「売つてしまつては仕事にならないよ」というケースもありますね。資金力があれば、グループ会社や経営者自身が買い手になつてもよいでしょう。

また、これを機に新会社を設立し、新会社に買い取らせることも一つの手です。

こうなつてくると大がかりな対策となりますので、数カ月のスケジュールを立てて進める必要があります。

また、土地、建物の場合は、登録免許税や不動産取得税がかかりますので、これらの資金も用意しておく必要があります。

③ お金を使う対策とは

次はお金を使う節税対策です。ただし先に述べたように、お金を使う対策はやりすぎないようにしましょう。税金を支払った後の利益が借入金の返済の原資になるからです。

利益が大きく出てしまうと、気持ちが大きくなつて、あまり必要でないものまで買つてしまふ経営者もいますが、皆さんのような経理担当者は、それを押さえる立場であります。では以下に具体的に見ていきましょう。

・少額減価償却資産の購入

「少額減価償却資産」とは、資本金1億円以下で青色申告をしている会社では、1点30万円未満の減価償却資産のことです（資本金1億円超の会社は1点10万円未満）。金額の基準は頻繁に改定されますが、30万円基準は、平成20年3月末までとなっています。

少額減価償却資産を購入して事業に使える、その際に全額を経費にするこ

とができます。

3月決算の会社であれば、ぎりぎり3月31日に使い始めても経費になるわけです。

資産の種類は問いませんので、パソコン、プリンター、コピー機などはすべて経費処理できることになります。ただし、1事業年度で合計300万円が上限となっています。

・短期前払費用

家賃や保険料など、毎月継続的に支払いをしている経費は、年払いにするなど、それを支払った際に年払い分を一括して経費にすることができます。

3月決算の会社が、3月～翌年2月までの1年分の保険料を3月に支払った場合で考えてみましょう。本来は3月の保険料1ヶ月分しか経費にならないのですが、特例として支払ったときに1年分を一括して経費にすることができます。ただし、あくまでも対象期

間は、最長で1年間であることにご注意ください。

たとえば、2年分の保険料を3月に一括払いすると、原則通りの月数あん分で、1カ月分しか経費になりません。

この取扱いは、契約で年払いが定められていることと、実際に期末までに相手に支払っていることが条件になります。これまで月払いにしていたものを、当期から契約変更をして、年払いにしてもかまいません。ただし、

継続適用が必要となりますので、少なくとも3年以上は年払いする必要があるでしょう。

・決算賞与

社員の人たちが喜ぶ対策となります。が、業績に応じて決算賞与を支給することも一法です。「会社の利益が○○○万円以上なら、その10%を原資とする」というように、あらかじめルールを作つておき、それに基づいて支給す

るのがよいでしょう。

業績が悪くなれば支給する必要がありませんし、業績が良くなれば支給額が増えますので、社員のモチベーションを高めることになります。

決算期末に資金繰りが厳しいときは、3月末までに社員全員に各人の支給額を記載した「支払通知書」を渡し、4月末までに支給すれば、決算時の3月末に未払賞与として経費とすることができます。

この場合、支給日までに退職した社員に対しても支給する必要がありますので、ご注意ください。

赤字対策はこうする

次は、赤字の会社の対策です。現状で赤字の会社は、あと3カ月ありますので、何とかがんばって黒字になるよにしてください。赤字決算になつて

本誌でもおなじみの税理士 落合孝裕より 小冊子をプレゼント！

「経理ウーマン」の読者の皆さんに、小冊子「決算までにやるべきこと&できること」（書店ではお求めできません）をプレゼントいたします。（応募期限は平成20年3月31日）

税務調査対策も含めた総合的な内容となっています。見た目はあまりきれいではありませんが、内容は充実しています。ご希望の方はこのページを拡大コピーしてファックスをしてください。

FAX送信 落合会計事務所

「小冊子申込み」 FAX送信先：03-5716-6529 (24時間受付)

1	貴社名
2	住所
3	業種
4	決算期 月
5	社員数 名
6	電話番号 () -
7	FAX番号 () -

〒158-0097 東京都世田谷区用賀2-14-11 ブリュンヒルデ4階

落合会計事務所

Tel 03-5716-6528 Fax 03-5716-6529

ホームページ <http://www.ochiaikaikei.com/>

しまうと、その後銀行からの借入れが
たいへん厳しくなります。

手っ取り早い方法で、ありもしない
売上や在庫を計上する「粉飾決算」を
考える経営者もいますが、これは違法
行為ですので、手を染めずに黒字にな
る方法で行きましょう。具体的には次
のようなことです。

・役員報酬の引下げ

役員報酬を引き下げる赤字が解消さ
れるのであれば、引き下げることも一
法です。

法人税法では、毎月支払う役員報酬
を経費にするためには、毎月同額であ
ること、また、上げ下げする場合は期
首から3ヶ月以内に決定することとな
っています。

ただし、業績の著しい悪化などの場
合は、期首から4ヶ月以降に役員報酬
の引下げを決定しても経費となります。
業績を社員に対してオープンにして、

経営者の役員報酬を引き下げたことを説明すれば、皆の危機感が高まり、あと3カ月で「火事場の馬鹿力」が出ることも不可能ではありません。

・無駄な保険の解約

多くの会社では、過去に利益が大きく出た期に、年払いの生命保険に加入していると思います。赤字の会社は、保険金額が妥当か、今一度考えてみましょう。会社の業績を考えて、解約や払い済みにするのもよいでしょう。今期から保険料の支払いがなくなり、その分が利益となります。

どうしても続けるべき保険があれば、黒字の会社と反対になりますが、年払契約を月払いに変更するのがよいでしょう。今期に経費になる金額が今までのわずか12分の1になります。

・含み益がある資産の売却

固定資産の中でも、含み益がある資産

があれば、赤字の期に売却して、利益をねん出することもよいでしょう。売却先は、売却金額が適正額であれば、関係会社、経営者個人でもかまいません。

利益の表示箇所は「特別利益」となります。残念ながら営業利益、経常利益は増えませんが、「税引前当期純利益」が黒字になるのであれば、実行することも一つの手だと思います。



●おちあい たかひろ



83年横浜市立大学卒業。大手食品メーカーを退職後、91年税理士登録。96年独立し、落合会計事務所を開設。中小企業向けの会計・税務、資産家向けの資産税を専門とする。著書に「会社の税金」「社長の税金」まだあなたは払い過ぎ!」(フォレスト出版)、「新会社法対応 決算書の読み方が面白いほどわかる本」など多数。ホームページ`http://www.ochiai-kakei.com/`【近況】絵を見に行くのが趣味です。先日は、六本木の国立新美術館へ行き、「牛乳を注ぐ女」を見てきました。遠近法と柔らかい光、さすがフェルメール!でした。